

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工施設の設計及び工事の計画の変更について
(行政相談)

2. 日時

令和3年12月2日(木) 13時15分～14時20分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職、
吉村技術参与

検査グループ 専門検査部門

千葉主任原子力専門検査官、永井検査技術専門職

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員 他7名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1: 転換工場補強工事 使用ブレース材について MSR-21-064

資料2: 設工認の「主要な構造材の仕様表」に記載している杭先端深度
の位置付けについて MSR-21-065

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	では定刻になりましたので本日の面談を始めさせていただきます。
0:00:08	本日の面談は三菱原子燃料株式会社から施工認の軽微変更届の関連で行政相談があるものでございます。では資料に基づきまして事業者から説明のほうをお願いいたします。
0:00:23	はい。
0:00:25	はい。それでは、資料を御説明させていただきます三菱原子燃料の清水でございます。
0:00:32	まずMSR-21-064 から説明させていただきます。
0:00:37	転換工場補強工事の試料ブレース材についてという資料でございます。
0:00:44	はじめにですね線よりの設工認申請において転換工場の耐震補強工事としてですね、鉄骨ブレース補強というものがございます。
0:00:54	そのうちのですね、ブレースのG角型鋼管の材質に関しまして、各学校とかのですね、材質のバーツJISで二つほどございますけれども、
0:01:09	農地の一つはですね主要部材として申請しておりました。
0:01:13	しかし、実際の工事ではですね、それと全く同一のですね実は番号で規定されます。
0:01:21	実G3466 で定義されます。もう一つ、公共財のほうですね、こちらのほうを再度は同一でございますけれども、こちらのほうの交換をしよう部材としておりました。
0:01:37	施設工認の記載のほうはですね、同じその材質ですね、体力が低いほうで実際にはですね、変える方がいいことでございます。
0:01:51	本件につきましてですね状況を説明をいたします。
0:01:57	当該ブレースでございますけれども、この工事はですね転換工場の耐震補強工事のうち、転換工場東側に近いのですね計器室の東西壁部を補強するためのものがございます。
0:02:10	どこが工事場所なのかということにつきましては資料のですね、4 ページ目に青いノタイプでございますけれども、東側の端っこ結果これ端っこの方。
0:02:27	そちらがですね、どういった工事のところなのかということは 5 ページ目に書いてございます。
0:02:34	これを見ていただきますと、一部コール壁のところに発表入れる。
0:02:42	いうことでございます。ページ目が上から見た 0 ページ 7 ページが横から見た図でございます、マープ 0 ぐらいでございますので、バツテンですといったところは、ノFところに、
0:02:57	つけられてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:02	こちらのライン量なんですけれども、8 ページ目にですね寄りの施設工認の主要な構造材ます主要な抜粋というところで一番上のところの表なんです。これがですね 7 分の 2 の表意見に 7 分の 2 のようございますけれども、
0:03:21	こちらにですねこの工事で使うものなんですですね一連の代表の部材をして書いてございます。
0:03:29	7 分の 6 がですね、こちらは大梁部材でございますけれども、少し詳しく書いてございます。
0:03:37	ここに書いてあります記載のですね、角形交換を示します。じす番号のところ、もう一つ、Kの高いを用いるということが実態だということでございます。
0:03:55	で、当社の見解でございますけれども 9 ページ目をご覧くださいませでしょうか。
0:04:02	9 ページにはですね、富士通の台数が書いてございます。
0:04:07	こちらにですね角型鋼管の
0:04:12	資機材のですね、材料成分が会議の内ますけれども、
0:04:19	大容量の改造でございますけれども、こちらはですね、ご覧いただきますと、
0:04:30	はい。
0:04:34	断層とかシリコンとか、何とかリンとかよという元素が書いてございまして、これらはすべてですね、どちらを
0:04:47	強度の高い方が下段でございますけれども、こちらの下段のほうのですね、材料ですね。用いております、上段のほうの
0:04:58	所材料はですね、実際の記載でございますが、これらはすべて代表として、要は下段のほうは少し厳しめになっていくんですけど、でございます。
0:05:12	表 3 のほうに強度とか機械的特性が書いてございますけれども、これらはいずれもですね、上段今下段のほうは強くなっているというような状況でございます。
0:05:25	なお、このJIS材ではですね、材料を損保寸法もスポはまあ当然、こちらの代表でも同じではないですございますが、質量についてもまた同じだということ規定されております。
0:05:44	このためですね、
0:05:49	下段のほうのですね、上段のほうのですね、材料を記載しているございますけれども、下段のほうの材料を用いたとしても、例えばも包絡されるので同等以上の対応で問題ないというふうに判断した。
0:06:04	いうものでございます。
0:06:08	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:09	このですね、どちらの材料は使ってたらどうなるかという事に関しまして適合説明書ですね、つけております。10 ページからですね 11 ページ、12 ページと書いてございます。
0:06:24	記載されております材料に対して実際に用いますただ量はすべて共同的には大きいほうへなりますので、この復旧に関しては、適合性に関して問題となるものがございます。
0:06:40	また、質量等ありません。資料も変わりませんので、耐震性に影響が及ぼされるとかそういった問題はございます。
0:06:52	2 ページ目に持って、
0:06:54	いただきまして、その経緯、この判断のページにつきましては、実際付け加えます。
0:07:01	まず設計事項 2 の段階では当該のTRACEにつきましては、領土有望側のほう辺りのものを用いております。
0:07:15	それですね、当然そのを評価の段階でもそちらを使って評価をしていく。
0:07:24	施工会社であります企業からですね、当該プレスに対して入手性の観点からもう一つですね、協働姿勢を使用したいと思うんですがございまして、
0:07:39	こういうですね設計評価結果を踏まえまして応募を受け入れることといたしました。
0:07:47	その設計評価ということでございますけれどもこちらはですね同じJISG再&ブロックで定義される鋼材であって、構造設計の観点からは違いは出ておるのが高くなっているという点であり、変更することは問題ないと判断したものでございます。
0:08:07	MNFとしての設計レベルでございますが前設計者レビューシャワー等外部出ずに対し、その両者ともですね、使用規制のすべて門満足していくこととそれから、
0:08:22	強度がですね、食物であっても成立すること、並びに主要な構造材の仕様表の耐震性の美観製の槽の適合に関する主要な構造材につきましては 6 人代表的な部材の右端に他の記載があることから、
0:08:41	当該ブレース材料である。今日の高まり側のお考え方交換の材料は、その共同低い側の壁が効果の材料の実施とみなしても問題はございませんので、建設工認の変更も必要はないと判断しまして、
0:08:58	設備技術課長が承認を得ておりました。
0:09:03	工事検査使用前事業者検査におきましては、時検査では施工図がそういう入れ替わっておりますので、当然その通りできているにとっても、大体判断しております。まだ使用前事業者検査ではですね、先ほど見ました通り

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:21	頂こうかいずれもですね、高い側は低い側のまあ言ってみれば、時筋 3466 の一つのカテゴリの部分手法であるというふうに判断いたしまして、
0:09:37	6 月 30 日に合格としております。
0:09:42	まとめといたしまして、その前ブレース補強の工事に用いるですね、ブレースのうち、角形防火のある一定のもの、材質はですね、
0:09:56	カガ号館として農村の教務低い側のほうを資料ございとして成立しております。
0:10:02	それから実際の工事ではその同一の／おじいさんがどこで定義される公共の代の方々川白部材等しておりました。
0:10:12	この件に関しましては強度の高い側のものは規制側のものの要求事項すべて満足していること、検査の観点から富士通番号寸法秒材料強度としており効果と判断できますので、当該フレーズの材料は、
0:10:28	構造強度の高い側のものは低い側の一種タケダしても問題は納得だろうとはいろいろと判断しております。
0:10:37	このようなですね、記載の相違というものがいないか確認した結果、ほかに設工認の記載と実際の施工が異なる事例を挙げられておりません。
0:10:49	ブレース材のほうの資料につきましては、御説明は以上でございます。
0:11:37	はいそれでは、引き続きまして三菱原子燃料から説明させていただきます。
0:11:42	別高位の主要な構造材の主要行に記載しているというセンター振動実験についてでございます。
0:11:51	初めに既設建物であるような管理等のペースセンター深度について設工認の主要な構造材な仕様表の記載値と実際の分析工事の記録に差が生じていると、この件に間つきまして、こういうセンター深度の考え方を整理いたしております。
0:12:09	事象の説明でございますが主要な構造材の記載を表 1 ですね、こちらはですね、3 ページにつけております。
0:12:18	主要な構造材のところですね、
0:12:23	またカッコのですね検査結果っていうものもございまして、これが 4 ページに示されております。
0:12:32	この設工認認識されてる部位先端震度は容器管理棟の保管施設につきましては、グラウンドレベルですね、GL、グラウンドレベルから何メートル
0:12:46	それから電通についても同じように何メートルという記載が書かれておまして、これはカッコいい長さプラス人こういう注釈をつけてスポお伝えしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:58	検査結果のほうを見られますと、この寸法よりもあったものがあるということがあるということだとか、
0:13:10	31 ページ目の 3 ポツでございます。こういうセンター震度の設計の考え方ですけども、語彙基礎で支持する場合は、設計上最も重要な要素はですね、杭がNN値 30 以上の時に今まで建てられてございまして、
0:13:28	研鑽しましてはボーリング柱状図に基づいてこういう湯気の時 30 以上の地震基盤に到達させさせるためのアプリセンター深度設定し、その上でほい長さ杭径寸法等を設定してございます。
0:13:43	こちらがわかりますのは、図でございますけれども、ページでございます。
0:13:49	ボーリング柱状図のところに来たりですねボーリングの結果から、NTGすなわち地盤の硬さのグラフが書いてございまして、十分なNTGAのところへ到達するような具体っていいますと、
0:14:08	N値 30 以上ですね基盤でございますけれどもそこに到達するような長さというものがさというものを考えて検討いたしまして、
0:14:17	そして、それですね、国の長さとかを設定するというタンクになります。
0:14:27	4 ページに戻りまして 4 ポツでございます。実際の杭センター深度に対する評価でございます。
0:14:36	N値 30 以上ですね新地盤の一番 2 番のばらつきによって蒸気のお送りセンター深度も海外もあれば浅い場合もありますので、実際の杭施工では支持盤に到達したと判断される杭の支持力を確認した時点で、
0:14:52	次打設終了し、その時点でのこういう深さをほい全般ヒントとして機能いたします。
0:14:59	こちらのやり方は一般的なものでございまして店舗失わ値ですね、9 ページ、これは実数でございますけれども、ウチダというものを規定が記載されております。
0:15:13	これはですね、はる判断でもってですね、できるだけとるところで判断ではウチダを要するというところでございます。
0:15:25	ウェブページに建築学会の建築基礎構造設計する支援を添付しております。
0:15:32	こちらですね、深層への同じようなことを書いてございまして、止めの管理、これを的確に行いますということでございます
0:15:46	所定深部に達するまでに日管理が不能となった場合、あんまりばんばんばん落ち込むと 6 日つぶれちゃうということもございまして、そういったような場合はですね、うちのメールするというようなものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:07	大体制限総代会図の目安みたいなものも来ていただいているということでございまして、あまりに十分な審議床のところまでいくということでウチダだよというのは一般的な知見でござい。
0:16:27	この国のですね、前関心度が浅くなる場合のことについても表 3 に示しております、
0:16:37	推進センター震度がですね計画中の浅くなった場合は、影響項目というものについても記載してございます。
0:16:47	まとめでございしますが、既設建物であるように変わるといふセンター深度について設工認な主要な構造仕様表の記載値と実際の杭瀬工事記録に差が生じております。
0:17:01	この件についてはプレゼンター深度の考え方を整理いたしました。
0:17:06	設工認ではクリーンセンター震度としてボーリング柱状図から所定がヘルツに到達するように定額したという記載しております。
0:17:15	こういうセンター震度は実際には地盤の状況によってばらつくことは建築学会によってにおいては一般的な知見とされておりまして、全くない場合もございしますが、通り過ぎるがカバーされてることを確認していることから問題ないとか、
0:17:31	ここでは予算等について説明いたしましたけれども、建物も同様の考え方でございます。
0:17:39	以上はですね、提出しましたスズキの資料の御説明でございます。
0:17:49	はい。
0:17:51	堤さんありがとうございました。レイワ。
0:17:55	先に審査はこれでいい。
0:17:58	審査が行われましたので、すいません。
0:18:04	いざわかりたいと思うんですけども、アリタさんから。
0:18:08	お願いできますでしょうか。
0:18:13	はい。森と手数もどこぼんとフォロー個々になりますけども、
0:18:20	64 番の資料を見て、
0:18:24	その 8 ページに実際の集荷の抜粋をほぼ青の時刻というのが購入品の問題になっていくってことだと。
0:18:37	これ、
0:18:40	8 ページの上の表のところで、
0:18:43	ここの四角のこのブレースってこれ進歩が 1 ページ目に個人的にこれ、
0:18:51	地方分権というものがどこの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:56	江口原子燃料の減衰するような構造ラインの仕様表の書き方なんですけれども、二段階に分かれるような書き方になっておりまして、まず耐震性の向上と耐えられるところに
0:19:14	1次指導各工事番号書いてございましてここに本当のですね、その抜粋というか、本当の
0:19:25	じゃあ、主要なものの代表事例赤いような構成になっております。
0:19:32	そしてさらに後ろ側に行きますと、もう少しですね細かい代表部材が書いてあるとかそんな構造になっておりますので、今回についてBDCはこの1727分の2ページでございましてところの1BCのこのカテゴリーのこのほか、世界でるところのところ、
0:19:52	に該当するものでしてその詳細はといいますと、この7分の6ページに書いてあるこんなに段階になっておりますので、両者とも書いてございましてかというふうに伝えているところがいっぱい私どもの社内での判断の一つになりましたので、
0:20:12	で、個人もあわせて記載しているというような資料に載せたというようなことでございまして。
0:20:21	やっぱりそのプロセスの我孫子いたしました。一方家畜の下の表6-7A7ポンドのルースは結局、
0:20:31	オンラインのてる材料を使ってるということでもいいのか、その当時の3種類あってって一瞬だけ資格を持っているんですか。
0:20:43	僕自身はもう申請書のパート材料です。
0:20:49	三菱原子燃料の清水です。その通りの御理解でございまして、結構でございまして、この上から真上からというか、この1BCの上から三つ目、これだけが
0:21:03	そうですね。Guide課長でございまして。内藤でございまして、もう少し強度の高いものが用いられているというものでございまして。実際はですね、記載のはちょっと違う違うんですけれども、
0:21:19	そういう状態であるというものでございまして。
0:21:24	あるいっちょスズキミツハシとか、
0:21:28	どる分析のほうでございまして。発言の趣旨を
0:21:34	そこが問題になってるの補足容器管理棟度とって、それは全身の区域と、ここはすごくいい悪いという話がちょっと言うと、
0:21:45	4ページの杭の進展の評価結果手厚くへの移行のPu全員吸ってご報告はに関して、これが保存保管するといったことでいいですか。
0:21:58	組合員の清水です。様御理解で結構でございまして。
0:22:03	こちらだけがですね、少し違うの進度の計画をしたものでございまして。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:11	はい。
0:22:13	はい。
0:22:16	PAR一つました。
0:22:27	05番で3ページ、資料カガ抜粋があるんですけど、CO2の記載そのものは特に何か修正したりっていうのは考えていないでしょう。
0:22:40	ウチダ品の清水です。記載のほう変更しようというふうに考え方はございません。
0:22:53	一部変わりつつあるというスピードの議論の4番。
0:22:58	ここについては、
0:23:01	マキノページの成分表を見ると集中集落入ってるやつってもうそもそも新しく
0:23:09	共通のリボン部材の製造交番するけども落ち具合で5倍。
0:23:14	もう化粧検討。
0:23:18	僕組の方となるというそういうようなことができるわけ実際も何mって、
0:23:25	こういっちゃってるというものを実際にそうか。
0:23:30	ただし書きで今説明があったようなことっていうのも、
0:23:35	毎年御規制処分記載と設計値ひび割れて、
0:23:40	はい。
0:23:43	水資源支援に信連ございます。申請書は設計通りの対応という方針で決めておりまして実際のボックス一つずつというか、決裁のものがですね、ばらつくということは当然あり得るものでございます。
0:23:59	特に杭のような施工ではですね、一般的にどうしても深い場合も多少ございますが浅い場合という打ち止めと言う場合もございますのでそれはなり入れて変わってくるというものは、
0:24:14	やむを得ないものと考えてございます。したがってこの場合、場面によってはですね、設計ですよ。書いているということでございます。
0:24:27	はい。
0:24:31	1新規用法と引っ張ろう一部
0:24:36	規制庁ノムラですええと今の最後の点なんですけど、この杭に関しては、杭の長さ今びしと書いてんですけど、実際は変動するということなんですけどそれはここに書いてある基準。
0:24:53	その杭に関する基準にそう書いてあるならわかるんですけども
0:25:00	えーとですねまあ慣用的なことな慣用的なことのようなものであれば、ここは何か一言書いておかなんかしておいたほうがいいのかと思うんですけどいかがでしょうか。
0:25:45	了解です。はい、じゃあ私の方から言いますけれども、まず

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:51	両方のほうは、今日本日出していただいた資料についてなんですけれども、そもそもの何でこういう行政相談をしなければいけなくなったのかっていうところの経理が何も記載されていません。
0:26:08	何が問題で、こういう相談をしているのかっていうのをまず最初にきちんと書いていただかないとわかりません。
0:26:17	まずその点きちんと書くようにしてください。
0:26:25	よろしいですか、検査の検査をするにあたって検査が止めあんなにかもやりとりがあって、こういうふうに審査が終えも行政相談をしなければいけなくなっている状況ではないんですか。
0:26:38	はい。
0:26:40	時見えるように聞いてます。それと地盤震動示す少々お待ちください。
0:26:52	はい。
0:26:53	結局、
0:27:03	三菱原子燃料の章でございます。検査班のやりとりで相談に上がったということが事実でございます。その通り記載させていただきます。
0:27:16	はい。
0:27:16	ですので、県検査でどういう確認をしなければいけないかっていうところをきちんと明確にした上で、まずは資料に資料 2 基漬した上で面談に臨んでください臨んでいただきたいというところですよ。
0:27:32	で、それは記載していただいた上でですけども、
0:27:38	まず最初のブレース材の話ですけども、
0:27:46	これ
0:27:47	今までも軽微変更が何回か繰り返していて、
0:27:55	材料は換え改造工事をこれから行う材料については、材料、それからその特定できるわけだからきちんと書きましょうと。
0:28:07	既存のものについては明確にできないケースもあるので相当品の場合は相当品っていうことが検査のときに読み取れるようにしましょうという考え方に基づいて申請書の記載がなされているというふうに私は理解しているんですけども、今までですね。
0:28:26	検査部門も含めて、審査側とMNFでどういうふうにしていくのかっていうところで議論がなされて、そういうやり方で記載する進めていくということになっていると認識してますけれども、私の認識を誤ってますでしょうか。
0:28:42	68 円で 8 名です。認識は正しいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:49	規制庁座です。そうすると、そういう観点で、今回のブレースのこの材料はどういう位置付けになるんですかっていうところをきちんと説明し、資料に記載した上で説明してください。
0:29:09	三菱原子燃料の清水です。少々お待ちください。
0:29:29	NG原子燃料の清水です。確かに明確になっていなかったという事実はございます。先週受けとめて、記載のほうを変更させていただき、
0:29:45	規制庁座ですけれども、変更すればいいという問題ではまずなくてですね、まずそもそものところ考えていただきたいんですけれども、そういうルールにしますっていうことを言った上で、軽微変更されるときに何度も総チェックをやられてると思いますその考えに従って、
0:30:05	で、このたぐいのものについては、その総点検の中でやられているべき内容であると私は考えているんですけれども、
0:30:18	どういうふうにMNFられているんですかね、そこのところ総チェックをやったけれども漏れてしまったものなのか、そういうところの説明も何も触れられていないっていうところできちんと整理した上で御説明してください。
0:30:34	本件のこの内容のものが、以前から出てきたものに対してどうなのか、総点検をやったところに対してこれは漏れてもしょうがない事例なのか、漏れていけないっていうものであったあつたものに対して漏れてしまったことに対してどうするのか。
0:30:51	そういうたぐいのものがほかにあるのかないのか、どういうふうに点検したのか、その点検範囲はどうだったのかっていうところですね、きちんと説明してください。
0:31:03	はい。
0:31:04	三菱原子燃料の清水です。少々お待ちください。
0:31:26	三菱原子燃料の清水でございます。実態として、こちらのほうは以前から確かに認識をしていたものでございますが、同一フロアのほうで同じカテゴリーですね、お昼ご飯としてみなせるとこのように判断したと。
0:31:43	いうのが原因でございます。従いましてそこからそこはご指摘の通り、おっしゃることはよく理解しておりますので、この点を踏まえまして、
0:31:56	対応させていただきます。
0:32:00	はい。
0:32:03	対応の方は事業者の方でよく検討していただければいいんですけれども、そういうことなので今まで繰り返しこう言われてきたことで当事業者の中でも繰り返し認識した上で点検してきた内容を踏まえても同じことがまた繰り返されているっていうふうに私は認識してますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:23	そういうところをきちんとですね、整理した上で、御説明していただければ結構です。
0:32:31	2 ページに図が、
0:32:34	商品化しました。
0:32:42	この件については、おそらく検査ながらも何かコメントはあるのではないかなと思うんですけども、次私国のほうに行きますので、先にこの件で何かありましたら、検査側からもコメントいただければと思うんですけども、
0:32:58	太細検査グループ千葉です。まず一言申し上げますと、今オザワさんが
0:33:07	三菱さんに
0:33:09	お伝えしていただく案件っていうのは、
0:33:11	これ実は同じことを検査グループは検査の度ごとに
0:33:15	繰り返し、
0:33:17	お伝えしてた案件ですので、今それはもう電話設備部から、
0:33:22	もう1回言う必要はないかなと思います。
0:36:36	はい。原子力規制庁ナガイですと、私の方からも主に検査の側面からの幾つかお伝えします。
0:36:47	まずですね、基本はもう私も繰り返さないですけどオザワWattsとそれから千葉のほうからお伝えしたのと全く同じなんですけれども、それをちょっと具体的に確認をしたいので、
0:37:02	お伝えしたいと思います。まず市転換工場の補強工事の仕様ブレースですね、064 の資料ですんでこのページ数のですね。
0:37:18	2 ページ目の4ポツの経緯とか経緯のところですよ。
0:37:25	(5)でMNFの設計レビューというのがあって、ここで設工認の変更も必須でないと判断し、設備技術課長の承認を得ていたとしている点についてですね、設工認の変更認可申請、
0:37:43	あと軽微な変更の届け出の容器の判断基準は、説明をしてください。先ほどからお伝えしている通り、何度もお伝えしているんですけど1個ずつモグラたたきのように当てたら。
0:37:59	きりないので、まずは判断基準を明確にしてくださいということです。それから、同じく4ポツの次の(6)のところ、ここはあの工事の検査とそれから使用前検査で事業者検査、
0:38:14	何か自主検査を含むんだと思いますが、の内容が書かれておりますので、使用前事業者検査では上記(4)(5)の
0:38:29	ごめんなさい、(6)ですね。そうですね。(6)のところの記載でちょっと読みますが、その需要も使用前事業者検査では上記(4)(5)の認識のもと、同じJIS

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	材であること、並びにブレースの寸法強度を材料強度も判断基準を満足することから、
0:38:48	6月30日合格としたとしている点について、その事業者検査要領、これらの検査の方ですけれども、事業者検査要領書でその材料の強度が異なるものであっても、その同一の規格であれば設工認に
0:39:05	適合していると判断できる、その要領書になっていたのかどうかということ、それから事業者検査、潮間事業者検査の実施者は設工認申請書と異なる材料であることを確認した際に、
0:39:22	どのように検査を実施し、検査実施検査責任者に報告し承認を得ていたのかということ。それから三つ目ですけど、事業者検査実施者及び事業者検査の実施責任者は、今回の事例のように、
0:39:39	設工認申請書と異なる工事が行われている場合には、その工事実施部門から独立した組織としてどのように判断しているのかということ、それから、エンジニアリングであつち行う場合の判断基準について、
0:39:57	その事業者検査の要領書等の社内文書にどのように規定しているのかを説明をしてください。
0:40:06	あと、
0:40:08	引き続きちよっとお伝えすることをですけどここ(6)の後に、多分、そういう6月30日に事業者検査で合格としたものに対して、使用前検査で事実確認があつたというような経緯が。
0:40:24	追加されるんじゃないかと思いますが、その辺も不足があれば修正をさせていただきたいと思いますのでこの件について最後5ポツのまとめのところですね、なお書きがあつてさっきしてシミズさんからも説明ありましたが、
0:40:40	同様の事例がないか確認した結果、一般に設工認の記載と実際の施工が異なる事例は認められなかったとしている点について、次の点を説明していただきたいの四つ申し上げます。
0:40:57	同様の事例がないかについての確認はいつ、どのようになつて体制で行つたのか。
0:41:04	二つ目の確認範囲として設工認申請したすべての施設の建物構築物、設備機器を対象としているか。
0:41:14	三つ目、確認方法、確認の観点を明確にしてください。
0:41:20	それから、確認結果として設工認申請書に記載したすべての安全機能について、認可を受けた設工認申請書の記載と異なる工事を使用前事業者検査であるとか使用前検査の自主検査を含みますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:38	で、適合と判断した検査箇所を具体的に特定して当然相場にくして特定し、その結果を説明をしてください。以上の点については、基本的に検査の断面で、
0:41:54	見るものですので、専門検査部門との
0:42:00	面談でに含めて結果を報告するようにしてください。そのエビデンスについては、使用前検査なり、原子力規制検査の中で確認させていただくことになると思いますけれども、以上がですね、お伝えしたいことです。
0:42:17	以上点については後日書面で回答をしてくださいで専門検査部門との定例ミーティング毎週月曜日のミーティングでやっている資料の中に含めていただければ結構かと思えます。
0:42:33	シヨウブレースについてお伝えしたいことは以上です。
0:42:40	はい。
0:42:41	三菱原子燃料か事務局ございます。そういたしました。
0:42:49	四つ結局 123、
0:42:57	じすご質問とかご要望ちょっと規制庁ウツミですけども今のナガイのコメントについてはまた不明の口実書面で書面で送りますので、そこで確認いただければと思いますがここを終わり次第送りますので、面談が
0:43:15	おはようございます一次元には市民ですが、大変ありがとうございました。こちらでも記録処理水ですけども、
0:43:23	部分がなかったので念のため確認をさせていただければと思いますので、ありがたいと思います。CCはよく理解できましたらよろしく願いいたします。
0:43:34	規制庁と2です。国家
0:43:37	ブレスト大丈夫。
0:43:39	私もいいですか。どうぞ。
0:43:42	規制庁中野別。
0:43:44	ちょっと先ほど午前から言った話と、繰り返しになるんですけども。
0:43:49	今回行政相談という建前で面談を受けてるにもかかわらず、この資料のできが余りにもひどくて何が相談事項が全くわからないです。ひどいです。
0:44:01	これまでの経緯も今まで御説明今はその検査課というやりとりで何とか回復下がってきましたけど、そもそも聞いてないし我々のほうとしては、
0:44:11	本来だと思いか説明して欲しいぐらいなんですけども、時間ないからいいですけど。
0:44:15	この面談なんでそんなになんか適当にやられると非常に困ります。
0:44:20	それと、あとブレースの件も何か結局社内で問題ないと判断したって書いたんだ、いまだに問題で月通すつもりなんですかね、この後ね問題あるから、面談来てるんじゃないんですかと思いました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:32	個別に回答要らないです。以上です。
0:44:37	時原子燃料の清水ですコメントをよく理解いたしました。
0:44:45	はい。
0:44:47	規制庁ウツミです等それでも
0:44:50	次の方に質疑をつりたいと思いますけれどもまず審査側へとアリタさんからお願いたします。
0:45:00	私さっきの話も視野に先にちょっと特化せませす失礼しましたネットではヘッドホンと言葉はありますか、最初に簡単なことなので、私申し上げてもよろしいですかね。オザワですけれども、お願いします。
0:45:16	規制庁座ですけれども、この資料を見てですね、
0:45:25	まず一つ目の資料でコメントさせていただいたものと、まず資料の内容と構成たり起債の足りてないところですね、説明が足りてないところというのは同じでございますので、同様の認識でまず
0:45:44	修正なり検討指定していただいた上で、御説明いただければと思っておりますんで、内容としては先ほど説明いただいたところなんですけれども、もう新設するものであれば、設計値を書いてっていうところで、
0:46:02	その通りの記載がなされるというのは理解するところです。
0:46:06	ただし、今回は既設のものなので、
0:46:10	そういうふうに言われても、そういうふう構想MNFのご説明の内容というのがどういうふう資料の中でですね、あの申請書の中で読み取れるのかっていうところが明確になっていないっていうふうに
0:46:28	市申請書み返してもですね、そのように読み取れるっていうところがないっていうふうな私は理解でいいですけれども、そういうところですね、きちんと御説明していただく必要があると思っています。
0:46:41	私からは以上です。
0:46:45	はい。
0:46:46	水資源戦略が示す少々お待ちください。
0:47:24	三菱原子燃料の清水でございます。商事コメントを理解いたしました承知いたしました。以上です。
0:47:33	はい。
0:47:34	規制庁ウツミです。それではノムラさんはします。はい規制庁野村です。私から技術的なことなんです、杭に関してですが、
0:47:45	二相概ね三菱、事業者にということでは理解できてるんですけどええとですね。
0:47:55	技術的に問題があるかを判断するためにはもう少し資料が必要ということで資料の提出追加提出をお願いしたいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:03	二つ三つありましてまずですね、杭のレイアウトですね、レイアウトですね。
0:48:09	管理等のですね上から見たプラン図と、あとボーリングの位置ですね複数あれば複数
0:48:17	それによって地盤の折れ線ばらつき深さの自分の支持地盤のばらつきは概ね予想できるかなというところです。
0:48:27	その次にですねをですね。杭の資料の06号の資料の9ページ目にですね、
0:48:36	の枠囲ってあるところに打ち止めはですね、所定のエネルギーで、工事管理者。
0:48:44	が決めるというそういうことを書いてあるんですね。つまり客観的な基準は、ここに書かれていなくて、その管理者が決めるということですね。
0:48:52	続きましてはですねその管理者がどのような基準で悔いをとめたウチダをしたかということを知りやすく、
0:49:03	わかりやすい資料をくださいということです。私の考えでは現場の管理者が宇佐美にプリンターで支持力と変位量の関係をウチダしていますので購買から決めておられるんじゃないかなと思いますが証明書出してください。
0:49:20	ということです。
0:50:19	NG原子燃料の事務です。承知いたしました。
0:50:23	はい。
0:50:26	はい他審査5これは何かありますでしょうか。1億ですか。
0:50:33	規制庁座ですけれども、
0:50:38	次の
0:50:40	長さに関してなんですけれども、今回あれですね、MNFの加工施設についていうかウラン加工施設についてはSクラスがないということでは耐震評価についても計算書運営とか学校ついていない状況になっております。
0:51:00	この杭の長さというものが今回地震の入力食うウチダとか学校、増えて上げる方向での評価をし直しているという状況でございますけれども、その杭の長さというものがその耐震評価にあたって、
0:51:17	何かこう影響するものなのかどうか。インプット情報になっているのかどうかというようなところも御説明いただけますでしょうか。
0:51:28	いずれにしているように見えるんです。そっちお待ちください。
0:51:32	はい。
0:51:48	水抜電力の清水です。そちらの方の考え方、また別途ですね、資料そうさせていたきたいと思います。
0:51:59	規制庁座です。承知しましたよろしく願いいたします。
0:52:05	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:10	規制庁本庁です。それでは検査の方からコメントをお願いいたします。はい、規制庁の専門検査部門の永井です。私の方からもう、本件について大きく5点ですね。
0:52:26	お伝えした上で、そのあとちょっと共通の事項をお伝えしたいと思いますんで、本件についての1点目ですけれども、これもオザワのコメントと重複するんですけど使用前検査であるとかその使用前事業者検査、
0:52:42	において、スズキ杭の先端の進路が
0:52:47	使用前事業者検査で設工認申請書と異なる工事が行われていることが確認された経緯について、この資料でちゃんと明確に追記してくださいということです。それから
0:53:02	本件工事について検査実施責任実施者は設工認申請と異なる工事が行われていることを検査実施責任者に報告をしているかっていう点、それから検査実施責任者は設工認申請書の
0:53:20	起債と異なる工事が行われていることを確認した際に何を根拠として設工認申請書及び技術基準に適応した工事が行われていると判断しているのかっていうことそれから四つ目ですけど、検査実施責任者及び
0:53:38	またはかもしれませんが、検査実施責任者が使用前事業者検査で設工認申請書と異なる工事が行われていることを確認した際、その検査実施責任者に漏れなく報告する手順を
0:53:55	どのように規定しているのか説明してくださいから設工認申請書の記載と異なる工事が行われていること、もしくは計画されていることが確認された場合に、その設工認申請書の変更認可または、
0:54:11	その変更を軽微変更の届け出が必要かどうかについて確認するプロセスですね、責任者であるとか判断基準判断手順方法インプットアウトプットを品質保証計画書の品質保証計画書をと。
0:54:29	それからその下位文書含めて結構ですけどどのように規定しているのか説明をするようにしてください。特に設計が終わる認可が終わった後ですね、工事それから事業者検査、
0:54:45	ちょっと進める段階については先ほどの065-064の資料ではよく段階ごとにまとめられていますので、そういう各段階でどの時点でどういうことが確認されていたのかっていうことを
0:55:01	その2設工認認可後ですね、どうい
0:55:06	設計のレベルであるとかそういうものが行われていたのかって、最後に独立した立場で検査の実施者もしくは責任者がどういうふうになぜ設工認に適合した工事が行われていたと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:22	判断できたのかということを説明をするようにしてください。
0:55:28	以上が
0:55:31	杭の先端振動のについての事実確認というか不明な点お伝えしましたので、引き続きですね、もうこれは実は2件だけじゃないので、具体的にもう少し共通する事項として、
0:55:48	お答えいただきたい点お伝えしますので、この補強本日のですね2件のほかに、これまでもう建物のケーブルの貫通部とか加工棟の設計などの認可を受けた設工認申請書に記載した設計と
0:56:04	異なる工事を使用前事業者検査で適合と判断している事例があります。現在事業者が実施している総点検では、安全機能を有するすべての加工施設を対象として、
0:56:20	認可を受けた設工認申請書の記載と異なる工事を使用前事業者検査で適合と判断した検査箇所を把握して手付設工認申請書の記載と異なる箇所を具体的に説明してください。
0:56:36	確認結果については、訴追の総点検の結果とあわせて専門検査部門との面談でも説明をするようにしてください。
0:56:48	で、その上でですね。設工認の認可というのは、設計及び工事の計画を認可を受けるものですので、その認可を受けることが規定されておりますので、そのKAと変更であるとか、
0:57:05	軽微変更の届け出が必要があるかないかっていうのは当然併せて確認して必要があれば、審査部門、
0:57:14	も含めて確認をするようにしてください。
0:57:20	とですね。また検査のほうに戻りますけど、特に用時や御事項ー使用前事業者検査についても同じですけども、設工認申請書と記載と異なる工場適合と判断している点については、
0:57:37	これから申し上げる三つの点についても説明してください。使用前事業者検査が加工事業規則の三条の4-2で規定する、その構造、材料、構造強度ですね、これは材料とか寸法になると思いますけど。
0:57:54	それから、漏えいから機能性のその他認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われていたものであることを確認するために十分な方法であること。
0:58:09	それから、使用した仕様を検査実施要領書には、検査の時期とか対象方法もそうした必要な事項が定められていたかっていうことそれから検査の独立性の観点から設工認に適合した。
0:58:27	工事が行われていることを検査実施者もしくは責任者が判断していることと、ここに通告の3点については特に最後の結論としてですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:42	導くために、それぞれの判断基準とか根拠を示した上で、明確にして回答してください。その回答のほう書面の回答ですけど、検査部門に関わること。
0:58:58	については専門検査部門との面談でのその追加の総点検の資料のの説明とあわせてご提出していただきたいと思います。
0:59:12	以上です。
0:59:16	はい。
0:59:20	密閉時限性のクサマですね、今から上って検定しております。
0:59:25	全部部と粘土の中でですねこの辺はできますようにいたします。以上です。
0:59:30	はい。
0:59:32	はい。
0:59:33	はい。
0:59:35	すいません規制庁本庁ですけどちょっとすいません今の回答聞こえなかったんでもう一度マイク近づけた形で、もう一度お願いできればと思います。
0:59:44	すみません、三菱原子燃料クサマです。今のナガイさんからいただきましたコメントについてはですね、伊藤健さんとの面談の中でですね、結果をですね、示したいと思いますので、よろしくお願いします。
0:59:59	出る
1:00:01	はい、ありがとうございます国家わかりました規制庁永井です。今ので結構ですけど、基本的に設計に関わる部分、それから、当然その工事の計画、要するに設工認申請書の記載と異なる部分については、
1:00:17	Wenchuan完全一致でないのかもしれないけれども、そう、その設工認申請書の変更であるとか、軽微変更届け出が必要かどうかという点ですね、そこについては、当然し審査部門とも含めて、
1:00:35	判断していただかなければならないので、検査部門だけでなく、当然情報については、審査部門にも共有していただければと思います。
1:00:47	以上です。
1:00:49	現行のタマノイ率承知いたしました。
1:00:55	検査部分千葉です。これ質問というコメントになるんですけども、これも採算計算の場合で申し上げてるんですけども。
1:01:04	基本的に私たちが使用前検査でやるのは、
1:01:08	設工認申請書に書いてあることが、
1:01:11	きちんと工事されているかというのを検査で調べるっていうのが、
1:01:16	基本なんですよってそれはりこご理解いただいていると思うんですけども、今回のこの杭に関して言うと、これ今問題になっているのは、既設なんですよ。
1:01:27	親切じゃなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:29	ということは、この申請書をつくる際には、
1:01:34	ここに書いてある数字よりも短いものがあるっていうのはすでに認識されてたはずなんですよ。
1:01:41	それらにどうしてこういうことを書いて何を検査するつもりなのかっていうのが非常に
1:01:49	こちらとしても、
1:01:51	疑問を持たざるを得ないんですよ。
1:01:54	その辺の
1:01:56	経緯についてちょっと
1:01:58	直接あれではないですけども整理して三菱さんのお考えっていうのをきちっと基地円筒
1:02:06	教えていただきたいなと思いますので、お願いしたいんですけども。
1:02:10	可能でしょうか。
1:02:16	金八
1:02:18	三菱原子燃料の清水です。承知いたしました。
1:02:24	結局、
1:02:26	本日はですよ。
1:02:27	そうですね。よろしく申し上げますちょっとまた今みんなやってて、ちょっとわからない。
1:02:35	はい。
1:02:38	はい。
1:02:41	ありがとうございました他、
1:02:43	全体的なところでも、コンプラですけども、何かコメントがある規制庁側からコメントROがございますでしょうか。
1:02:52	本町は第1町歩進め、
1:02:57	ウェブで参加の規制庁側から何かコメント等ございますでしょうか。
1:03:02	ありません。
1:03:06	はい。
1:03:08	多少特に大小田さんも大丈夫でしょうか。
1:03:18	これ以上ありません。稜開催ではMNFから何かなければこれで終わろうと思いますけどもMNFから何かございますでしょうか。
1:03:36	三菱原子燃料の清水です。特にございません。
1:03:41	了解です。それではこれで本日の行政相談の面倒終了しようと思いますありがとうございます。
1:03:48	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。